

令和6年 業種別労働災害発生状況

(令和6年6月末)

稚内労働基準監督署

業種別	令和6年			令和5年			対前年		業種割合 (%)	令和5年確定		
	死亡	休業	合計	死亡	休業	合計	増減数	増減率		死亡	休業	合計
全産業合計		49	49		49	49	±0	0.0	100.0		123	123
除く鉱業計		49	49		49	49	±0	0.0	100.0		123	123
製造業		6	6		8	8	-2	-25.0	12.2		19	19
食料品		5	5		6	6	-1	-16.7	10.2		17	17
木材木製品		1	1				1		2.0		1	1
紙・パルプ												
窯業・土石					1	1	-1	-100.0			1	1
金属・機械					1	1	-1	-100.0			1	1
その他												
鉱業												
土石採取業		1	1				1		2.0		1	1
建設業		5	5		7	7	-2	-28.6	10.2		25	25
土木工事業		3	3		3	3	±0	0.0	6.1		11	11
建築工事業		1	1		3	3	-2	-66.7	2.0		9	9
木造建築業					1	1	-1	-100.0			3	3
設備工事業		1	1				1		2.0		2	2
道路貨物運送		2	2		7	7	-5	-71.4	4.1		10	10
その他の運輸		1	1				1		2.0		1	1
貨物取扱業												
林業		1	1		1	1	±0	0.0	2.0		2	2
漁業		5	5		2	2	3	150.0	10.2		15	15
商業		7	7		1	1	6	600.0	14.3		7	7
清掃業		2	2		1	1	1	100.0	4.1		1	1
畜産業		1	1		3	3	-2	-66.7	2.0		6	6
その他の事業		18	18		19	19	-1	-5.3	36.7		35	35

※本統計は労働者死傷病報告書(休業4日以上)から集計したものであり、前年同期との比較です。

※本統計は、速報値であり後日修正されることがあります。

※稚内労働基準監督署の管轄は、宗谷地方(稚内市、豊富町、猿払村、利尻町、利尻富士町、礼文町、枝幸町、浜頓別町、中頓別町、幌延町)及び留萌地方北部(天塩町、遠別町)の1市10町1村です。

令和6年 稚内労働基準監督署管内の死亡災害概要

(令和6年6月末)

No.	発生月	発生時	事故の型	起因物	業種	災害の概要
				なし		

令和6年
業種別・事故の型別労働災害発生状況 (令和6年6月末)

稚内労働基準監督署

事故の型	業種	製造業						鉱業	土石採取業	建設業	土木工事業	建築工事業	木造建築業	設備工事業	道路貨物運送業	その他の運輸業	貨物取扱業	林業	漁業	商業	清掃業	畜産業	その他の事業	全産業合計
		食品	木材製品	紙・パルプ	窯業・土石	金属機械	その他																	
1 墜落・転落		3	2	1				1	1		1			1					2			1	9	
2 転倒		1	1						2	1			1	1	1			1	4	1		1	12	
3 激突									1	1												1	2	
4 飛来・落下																	1	1					2	
5 崩壊・倒壊		1	1																			1	2	
6 激突され																		2	1		1		4	
7 はさまれ・巻き込まれ																		1					1	
8 切れ・こすれ									1	1													1	
9 踏抜き																								
10 おぼれ																								
11 高温・低温の物との接触		1	1																				1	
12 有害物との接触																								
13 感電																								
14 爆発																								
15 破裂																								
16 火災																								
17 交通事故(道路)																						1	1	
18 交通事故(その他)																								
19 動作の反動・無理な動作																					1		1	
90 その他																							13	13
99 分類不能																								
合計		6	5	1				1	5	3	1		1	2	1		1	5	7	2	1	18	49	

令和6年
事故の型別・起因物別労働災害発生状況 (令和6年6月末)

稚内労働基準監督署

事故の型	起因物	11	12	13	14	15	16	17	21	22	23	31	32	33	34	35	36	37	39	41	51	52	61	71	91	92	99	合
		原	動	木	建	金	一	車	動	動	乗	圧	化	溶	炉	電	人	用	そ	仮	危	材		自	そ	起	分	
		機	構	械	械	械	械	械	等	機	物	器	器	置	等	備	等	具	備	等	等	料	等	等	物	し	能	
1	墜落・転落			1	1					2							3		2									9
2	転倒																			5				6		1		12
3	激突								1											1								2
4	飛来・落下																				1			1				2
5	崩壊・倒壊																			1				1				2
6	激突され								1		2													1				4
7	はさまれ・巻き込まれ								1																			1
8	切れ・こすれ					1																						1
9	踏抜き																											
10	おぼれ																											
11	高温・低温の物との接触														1													1
12	有害物との接触																											
13	感電																											
14	爆発																											
15	破裂																											
16	火災																											
17	交通事故(道路)										1																	1
18	交通事故(その他)																											
19	動作の反動・無理な動作									1																		1
90	その他																									13		13
99	分類不能																											
合	計			1	1	1			3	3	3				1			3		9		1		9	13	1		49

＜令和6年労働災害は昨年と同数で推移＞

1 労働災害発生状況

令和6年6月に確認された休業4日以上労働災害件数は8件でした。令和6年の労働災害件数は合計で49件となり、前年同期と同数となりました。全体の労働災害のうち、新型コロナウイルス感染症によるものは13件となっています。60歳以上の高齢労働者による労働災害件数は21件で全体の42.9%を占めています。

2 労働災害事例(括弧内は年齢性別、休業見込期間)※新型コロナウイルス感染症事例は除く

【製造業】

・原木加工用機械に詰まった木板を取ろうとしたところ、反動でバランスを崩して段差から転落し、頭部を骨折したものの。(60代男性、2週間)

【建設業】

・土嚢をキャリアダンプの荷台に積み込む作業中、荷が振れたため、荷台で作業していた被災者(合図者)が避けようとして地面に飛び降りた際に左足を骨折したものの。(60代男性、2か月)

【道路貨物運送業】

・トラックで荷積み作業において、荷台の製品の上に立っていたところ、足を踏み外して荷台に墜落し、左足を骨折したものの。(40代男性、3週間)

【林業】

・皆伐現場において、立木の伐倒作業を行っていたところ、上方から落下した枝が背中にあたり、骨折したものの。(60代男性、3か月)

【漁業】

・ホタテ漁において、船倉の蓋を閉めようとしていたところ、足元のホタテを踏んで転倒し、肋骨を船倉のへりにぶつけて骨折したものの。(40代男性、1か月)

・ホタテの荷揚げ作業中、船が揺れたはずみで倒れた船倉の蓋に押され、そのまま船倉の中に墜落し、骨盤を骨折したものの。(40代女性、2か月)

【清掃業】

・ゴミ収集車の車両から降りた際に右足首を挫いて骨折したものの。(40代男性、2か月)

【商業】

・駐車場と市道との段差に足を取られて転倒しそうになったため、足を突っ張って耐えようとしたところ、左足のアキレス腱を断裂したものの。(30代男性、3か月)

3 稚内署からのお知らせ

○休業4日未満の労働者死傷病報告の提出について

労働災害や事業場内での負傷(例 通勤中に敷地内で転倒した場合等)により1日以上4日未満の休業が発生した場合は、様式第24号により労働者死傷病報告を所轄労働基準監督署長に提出する必要があります。提出時期は4半期ごと(1-3月は4月末まで、4-6月は7月末まで 以後同様)となっています。4-6月に休業災害があった場合は7月中に提出してください。

※休業4日以上労働災害は、様式第23号により遅滞なく提出してください。

※労災保険による休業補償を請求するか否かに関係なく提出が必要です。

○熱中症クールワークキャンペーン(令和6年5月1日～令和6年9月30日)

7月は重点取組期間です。暑さ指数(WBGT)の把握、作業環境の整備、水分・塩分補給やこまめな休憩の確保等の熱中症対策を講じてください。熱中症を発症している方がいたとき、本人に自覚症状がない、又は大丈夫との本人からの申出があった場合でも周囲の判断で病院への搬送や救急隊の要請を行ってください。

○建設業の死亡労働災害多発期間(7月)

北海道全体で見ると7月は建設業の死亡労働災害が多発する傾向にあります。墜落や重機との接触、崩壊・倒壊等の重大災害を防止するためリスクアセスメント等実施して対策を講じてください。

○化学物質の法改正が完全施行されています(令和6年4月1日～)

化学物質を取扱う際は、必ずSDS(安全データシート)を入手し、必要なばく露防止措置を講じてください。詳細は「ケミサポ」(<https://cheminfo.johas.go.jp/>)をご覧ください。規制対象物質に該当するかどうかは、「職場のあんぜんサイト」より確認可能です。下記QRコードはリンクとなっています。

先月の労働者死傷病報告書(休業4日以上)の受付状況

製造業	1件
建設業	1件
道路貨物運送業	1件
林業	1件
その他の事業	4件 (漁業2、商業1、清掃業1)
計	8件



ケミサポ



職場のあんぜんサイト

※労働災害の発生月と労働者死傷病報告書の提出月は異なる場合があります。

※紹介している労働災害事例は確認された労働災害の一例であり、災害件数と事例数は異なる場合があります。

「Safeコンソーシアム」の加盟企業名を稚内署に掲示しています！

Safeコンソーシアムに加盟の企業名を稚内署内に掲示していますので、加盟後は、稚内労働基準監督署までご連絡ください。(0162-73-0777)